

上川町認定こども園整備基本構想

令和3年7月

上 川 町

< 目 次 >

第1章	基本構想の策定	
1.	基本構想策定の背景	(1) 国の動き (2) まちの動き 1
2.	基本構想策定の目的 2
3.	基本構想の位置付け 2
4.	基本構想の策定方法	(1) 検討委員会の設置 3
		(2) サービス量の見込とニーズの把握 4
第2章	地域の現状と教育・保育ニーズ	
1.	地域の現状	(1) 人口の推移 4
		(2) 未就学児の状況 5
		(3) 就学前教育・保育施設の設置状況 6
2.	教育・保育ニーズ	(1) 保護者アンケート 7
		(2) 検討委員の意見等 11
第3章	めざすべき方向性	
1.	町内における幼保一元化の実現 14
2.	町立認定こども園の設置 14
3.	町立認定こども園の開設日(予定) 15
4.	町立認定こども園の類型 15
5.	町立認定こども園開設に向けたコンセプト 15
第4章	認定こども園の運営方針	
1.	所管部署 16
2.	未就学人口の推計 16
3.	教育・保育施設の利用見込 16
4.	利用定員 17
5.	建設予定地の選定 17
6.	入園対象児童 18
7.	開園日・開園時間 18
8.	通園方法 18
9.	保育時間等 18
10.	一時預かり保育 19
11.	子育て支援センター事業 19
12.	給食の提供 19
13.	保護者負担 19
第5章	運営に関する基本的事項	
1.	基本指針	(1) 教育・保育理念 (2) 教育・保育方針 20
		(3) 教育・保育目標 (4) めざす認定こども園 20
2.	1日の活動計画(スケジュール) 21
3.	幼保連携型認定こども園の開設をめざして 22
4.	職員体制 22
		(1) 幼稚園教諭免許の更新 23
		(2) 幼稚園教諭免許の取得 23
		(3) 保育教諭の育成・確保 23
5.	認定こども園運営協議会の設置 24
6.	保護者会の設置 24
7.	継続課題 24
参考資料		
1.	認定こども園建設検討委員会 設置要綱・委員名簿・専門部会名簿 25
2.	取り組みの経過(令和元年度以降) 27
3.	認定こども園設置に関するアンケート調査結果 28

第1章 基本構想の策定

1. 基本構想策定の背景

(1) 国の動き

近年、少子化・核家族化の進行とともに女性の就労と非正規雇用が増加し、共働き家庭が増えたことにより、全国的に保育需要が急増しました。しかしながら、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分で、保育所や幼稚園に入れない待機児童が増えるなどの社会問題も大きくなり、国内の出生率は長らく低迷しています。

このような状況に対処するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度（すくすくジャパン!）」が導入され、子どもや子育て家庭を社会全体で支援する取り組みがスタートしました。

新制度においては、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進することを目的とし、子育てを社会保障の枠組みの中で支えていくこととしています。

また、保護者の就労状況等にかかわらず、質の高い幼児教育と保育の総合的な提供を目的に、「認定こども園」の普及を推進しています。

「認定こども園」とは…

- 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っています。
- 保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能です。
- 育児不安の大きい専業主婦家庭や園に在籍していない子どもを積極的に支援し、子育てに関する相談や交流機会を提供するなど、地域の子育て支援拠点の機能を有します。
- 家庭や地域の実情に応じた形態を選択ができるように、以下の4つの類型に分けられます。
 - ① 幼保連携型（認可幼稚園＋認可保育所／幼稚園・保育所を一体的に運用する施設）
 - ② 幼稚園型（認可幼稚園＋保育所機能／既存の認可幼稚園を活用）
 - ③ 保育所型（認可保育所＋幼稚園機能／既存の認可保育所を活用）
 - ④ 地方裁量型（幼稚園機能＋保育所機能／認可施設のない地域の教育・保育施設）

(2) まちの動き

子ども・子育て支援新制度の導入により、市町村は、地域ごとの実情やニーズに応じて独自の「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本町においても、平成27年3月に「第1期上川町子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）」を策定し、町内に住む子育て世帯に必要な給付と子育て支援事業を実施してきましたが、計画期間中の人口・サービス見込量を推計する中で、今後も子どもの減少は避けられないことが課題とされました。また、町内の教育・保育施設の老朽化が進んでおり、施設の修繕や建替えについても喫緊の課題となっています。

このような状況に対応するため、平成28年度より、町内2つの私立幼稚園及び保育所、町保健福祉課による「子ども・子育てに係る四者懇談」を立ち上げ、将来的に町内の教育・保育施設の機能を一元化することについての協議を開始しました。

本町が令和2年3月に策定した「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）」においては、令和6年度に、町立保育所を認定こども園に移行し、町内の「幼保一元化」を実現する目標を掲げています。

- 上川町子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している幼児教育・保育事業
- 1) 幼児期の教育・保育… 町立保育所の運営、私立幼稚園への施設型給付
 - 2) 地域子ども子育て支援事業… 放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（私立幼稚園）、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

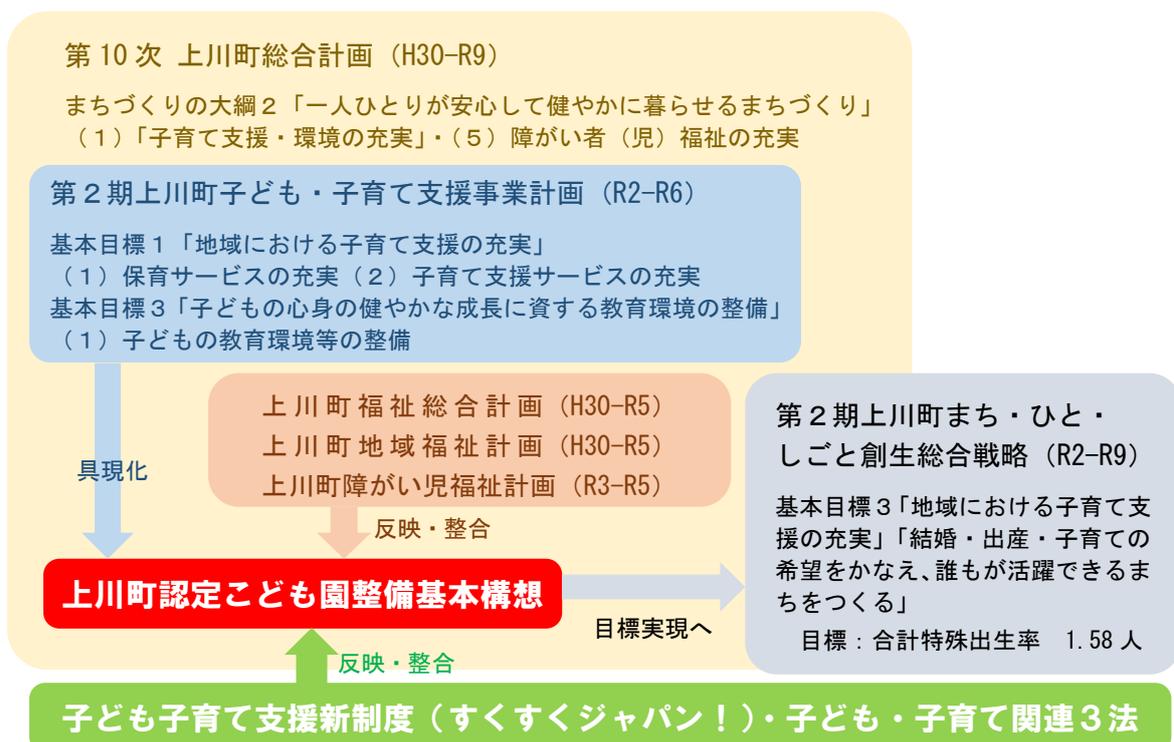
2. 基本構想策定の目的

人口減少が進む本町の状況にあっても、地域の子育て世帯に質の高い幼児教育と安定的な保育サービスを提供するため、まちの特性を生かした認定こども園を整備し、未就学児の教育・保育に関する一体的なサービス提供体制を築くため、「上川町認定こども園整備基本構想」（以下、「本構想」という。）を策定します。

3. 基本構想の位置付け

本構想は、本町のまちづくりの最上位計画である「第10次上川町総合計画」のまちづくり大綱2「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を進め、「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標に掲げる「保育サービスの充実」及び「子どもの教育環境の整備」の具現化をめざすプランです。

また、「第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できるまちをつくる」の実現に資する方策のひとつに位置付けます。



4. 基本構想の策定方法

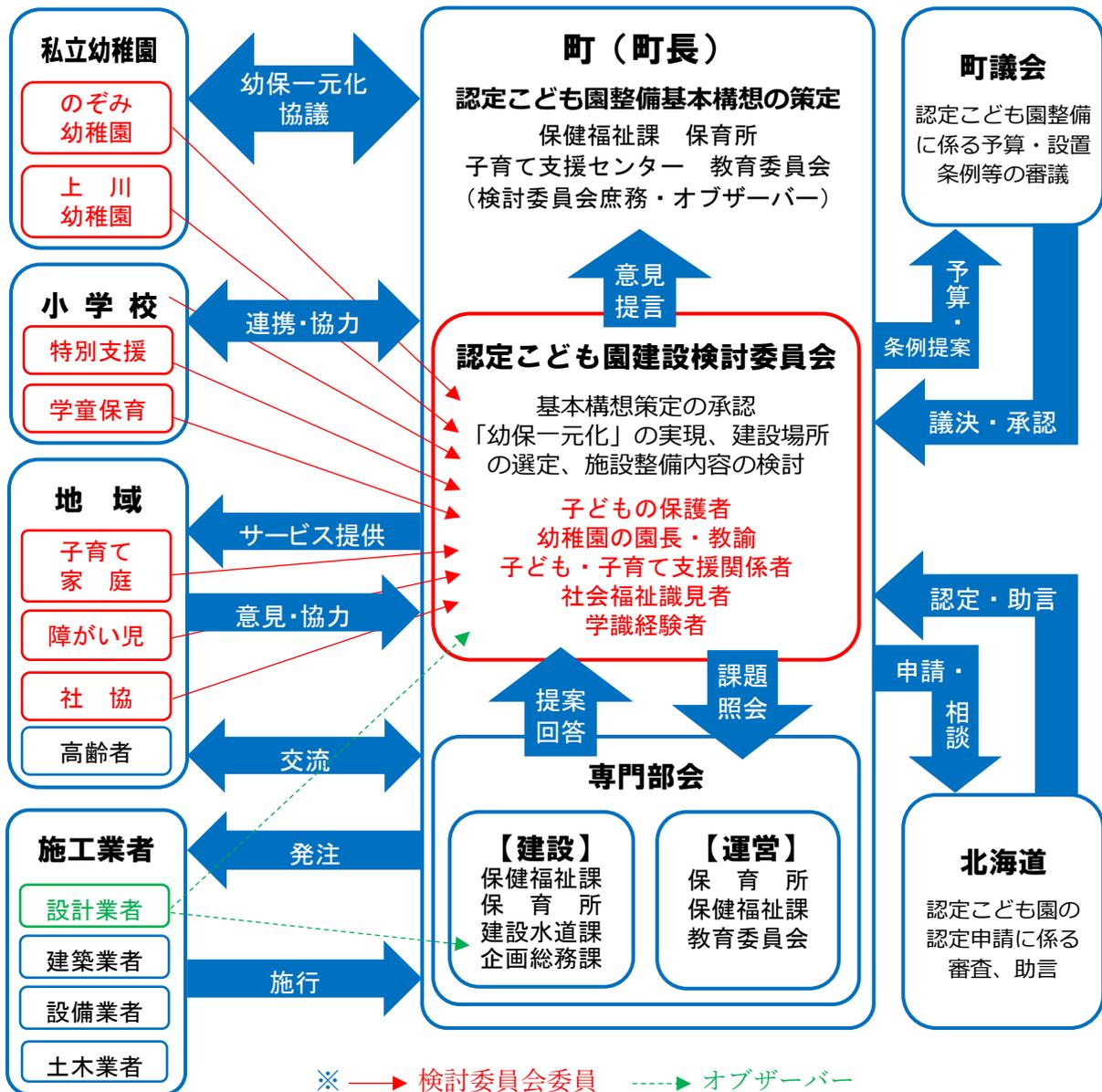
本構想は、次の方法により策定しました。

(1) 検討委員会の設置

保健福祉課と中央保育所が事務局（庶務）となり、教育委員会、保育所・幼稚園の父母の会、子どもの保護者、幼稚園の園長・教諭、子ども・子育て支援関係者、社会福祉識見者、学識経験者で構成する認定こども園建設検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を令和元年12月に設置し、本構想の策定に向けて協議してきました。

また、検討委員会に、認定こども園の「建設」及び「運営」に係る専門的な検討を図るための部会を設置し、事務的な調査・確認を踏まえながら検討を図りました。

認定こども園整備に係る組織相関図



(2) サービス量の見込とニーズの把握

「第2期上川町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したアンケート調査（H30.1）に基づき、年齢区分ごとの人口推計や施設利用、子育て支援事業の実施に係るサービス量を見込みました。

また、認定こども園の運営方針や建物の構造・機能のほか、地域や学校との連携のあり方等に係る保護者の意見を聴取するため、**未就学児の保護者及び子育てを経験済みの小学4年生以下の保護者に対するアンケート調査（R3.4）**を実施し、新しい認定こども園に求められる直近のニーズ把握に努めました。

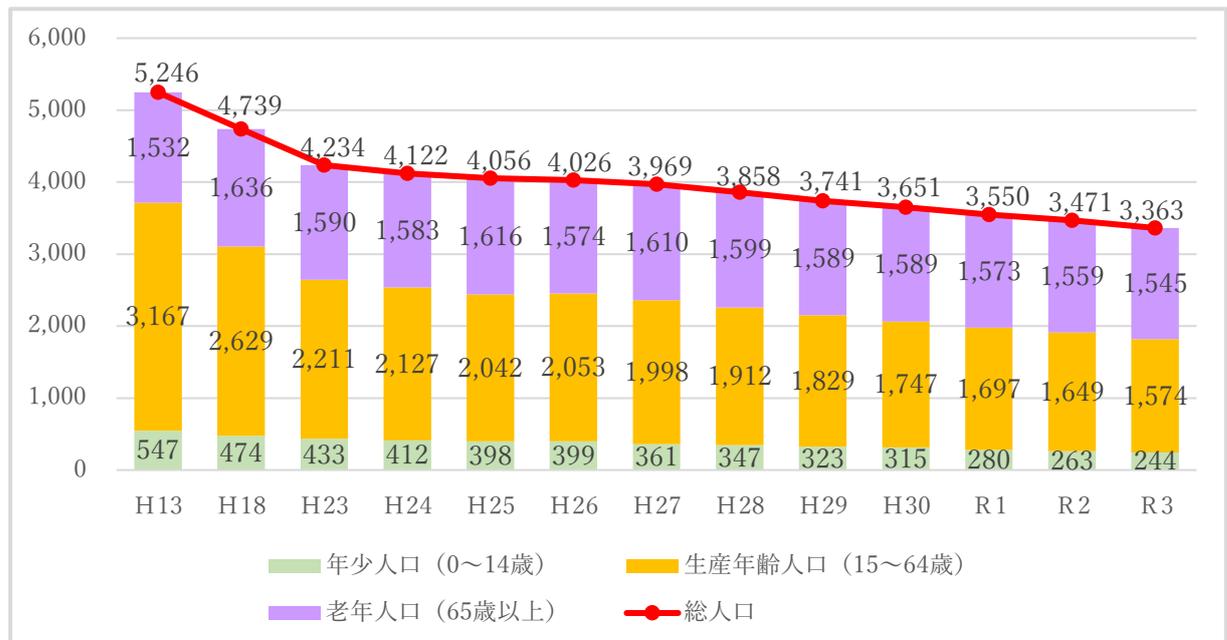
第2章 地域の現状と教育・保育ニーズ

1. 地域の現状

(1) 人口の推移

本町の人口総体は、令和3年4月現在 3,363 人となり、10年前（H23.4：4,234 人）と比べて21%、20年前（H13.4：5,246 人）と比べて36%減りました。

過去20年間の推移を年齢区分別にみると、老年人口（65歳～）は1,600人前後でほぼ横ばいに推移していましたが、生産年齢人口（15～64歳）は50%減、年少人口（0～14歳）は55%減るなど、65歳未満の年齢区分において、人口総体の減少率より大きな減少傾向がみられます。



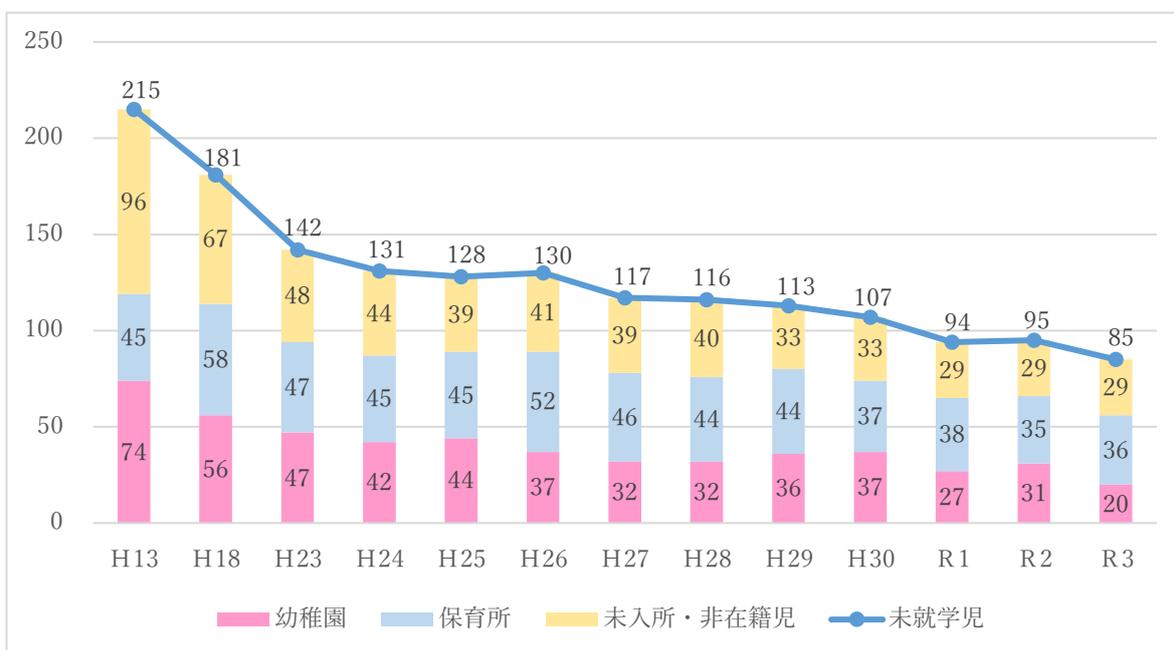
※住民基本台帳より抽出

(2) 未就学児の状況

未就学児の人口は、令和3年4月現在85人となっており、10年前（H23：142人）と比べて40%減、20年前（H13：215人）と比べて60%減っています。

未就学児のうち、幼稚園または保育所に入園・入所している児童は、令和3年度で56人となっており、10年前（H23：94人）と比べて40%減、20年前（H13：119人）と比べて53%減りました（いずれも年度当初の人数）。

また、未就学児の入園・入所割合をみると、20年前（H13）までは55%程度（215人中119人）にとどまっていたが、10年前（H23）以降、65%を上回る状況が続いているほか、平成26年度以降、保育所に入所する児童の割合が大きくなっており、核家族化の進行や共働き家庭が増えたことによる、町内の教育・保育ニーズの変化もみられます。



※未就学児数は住民基本台帳より、保育所入所者数は福祉行政報告例（年度当初）より、幼稚園入園者数は学校基本調査（5/1現在）より、それぞれ抽出しました。

(3) 就学前教育・保育施設の設置状況

現在、町内の就学前教育・保育施設は、公立保育所が1か所、私立幼稚園が2か所の合計3か所があり、以下の内容により設置、運営されています。

施設区分	公立保育所	私立幼稚園	
施設名称 (運営主体)	中央保育所 (上川町)	のぞみ幼稚園 (学校法人のぞみ学園)	上川幼稚園 (学校法人上川学園)
設置場所	上川町北町 163 番地	上川町新町 72 番地	上川町北町 33 番地
認可(設立)	S31.4.1	S37.10.1 (S29.4.1)	S46.11.15 (S29.5.10)
現有施設建築年	昭和 54 年	昭和 52 年	昭和 54 年
耐震基準	旧基準(耐震診断未実施)	旧基準(耐震診断実施済)	旧基準(耐震診断実施済)
延床面積	1 階建 601.18 m ²	1 階建 461.70 m ²	2 階建 653.90 m ²
敷地面積	1,618.30 m ²	1,437.92 m ²	3,601.00 m ²
保護者用駐車場	無	有(行事用)	無
年間運営費 (R1)	1 億 787 万円 〔職員人件費 5,615 万円〕 〔保育所運営費 4,904 万円〕 〔子育て支援C費 268 万円〕	2,790 万円 〔職員人件費 2,240 万円〕 〔幼稚園運営費 550 万円〕 ※一時預かり事業を含む	3,068 万円 〔職員人件費 2,211 万円〕 〔幼稚園運営費 857 万円〕 ※一時預かり事業を含む
職員配置 (R3.4)	27 人 (所長 1、事務 1、保育士 7、 臨時保育士 5、代替保育士 3、 補助 1、管理栄養士 1、臨時 看護師 1、調理 5、清掃 2)	7 人 (園長 1 人、副園長 1 人、 教諭 4 人、講師 1 人)	7 人 (園長 1 人、主任 1 人、 教諭 4 人、事務 1 人)
保育時間 利用時間	平日・土曜 7:45~18:00	平日通常 8:00~14:15 一時預かり保育 平日 14:15~17:30 土曜 8:00~13:00	平日通常 8:00~14:45 一時預かり保育 平日 14:45~17:30 土曜 8:00~16:00
休業日	日曜、祝日、 年末年始(12/31~1/5) ※長期休業日なし	日曜、祝日、長期休業日 夏休み 7 月下旬~8 月中 冬休み 12 月下旬~1 月中 春休み 3 月下旬~4 月上旬	日曜、祝日、長期休業日 夏休み 7 月下旬~8 月中 冬休み 12 月下旬~1 月中 春休み 3 月下旬~4 月上旬
年間行事・ とりくみ等	運動会、親子遠足、参観 日、農業体験、マラソン、 なかよし発表会、もちつき、 ごっこあそび(おみこし、レストラン、 おみせやさん)、はだかんぼ大会	運動会、親子遠足、参観 日、農業体験、七夕お泊り 会、マラソン、生活発表 会、雪中親子レク、習字、 体操教室	運動会、親子遠足、参観 日、農業体験、お泊り会、 おはなしカフェ、お遊戯 会、パンづくり、スラック ライン、体育教室
給食	有：自所調理 (費用：町負担)	有：町給食センター提供 (費用：幼稚園負担)	有：町給食センター提供 (費用：幼稚園負担)
対象児童	2 号認定 3 歳以上 3 号認定 0 歳 6 カ月~ 3 歳未満 ※両親の就労等の入所条件有	1 号認定 3 歳以上 ※両親の就労等の入園条件無 一時預かり保育 幼稚園型：在籍園児 一般型：3 歳未満児 (非在籍園児 2 歳~)	1 号認定 3 歳以上 ※両親の就労等の入園条件無 一時預かり保育 幼稚園型：在籍園児 一般型：3 歳未満児 (非在籍園児 1 歳半~)
利用定員	60 人	70 人	70 人
利用児童数 (R3.4)	36 人(利用率 60%) 3 歳未満児 16 人・3 歳以上児 20 人	12 人(利用率 17%) 3 歳児 3 人・4 歳児 6 人・5 歳児 3 人	8 人(利用率 11%) 3 歳児 1 人・4 歳児 5 人・5 歳児 2 人
保育料 利用料 その他 自己負担	保育料・給食費：無料 「父母の会」会費 年間 4,200 円	利用料・給食費：無料 「父母の会」会費 月額 600 円 被服費(制服等)	利用料・給食費：無料 行事費 3 歳以上児 年間 5,000 円 3 歳未満児 年間 2,000 円 被服費(制服等)

2. 教育・保育ニーズ

(1) 保護者アンケート

【調査目的】

認定こども園開設に向けて、未就学児等を養育する保護者の意見や要望を取りまとめ、認定こども園の運営方針や施設整備の検討において、子育て世帯のニーズ、意見等を的確に反映させることを目的に実施する。

【調査対象】 ※令和3年4月1日現在町内在住の子育て世帯

- ①未就学児を養育する保護者 70世帯（児童 83人）
- ②4年生以下の小学生を養育する保護者 62世帯（児童 71人） ①重複世帯 31世帯（△）
- 合計 101世帯（児童 154人）

【調査方法】

調査票を郵送により配布し、返信用封筒により回収する。

発送：令和3年4月2日（金） 締切：令和3年4月23日（金）

【調査結果】

①未就学児の保護者 回答率 71.4%（回答 50世帯／対象 70世帯）

I 上川町の教育・保育サービスの利用に関する意識調査

<家庭内の保育環境>

- ・「日中、家庭で未就学児を保育できる方がいない」70.0%（35世帯）
- ・「子どもが病気のと看や、急な用事で父母がご家庭で不在のとき、サポートしてくれる方がいない」40.0%（20世帯）

<現在利用している保育所、幼稚園等を選んだ理由>

※「利用している世帯」84.0%（42世帯）が回答した主な理由（複数回答）

- ① 父母とも就労しているため 83.3%（35世帯）
- ② 多人数で同世代とのコミュニケーションの機会を増やしたい 45.2%（19世帯）
- ③ 父母がいない環境で様々な体験をさせたい 26.2%（11世帯）
- ③ 年上の子どもが利用していた（兄・姉が卒園生） 26.2%（11世帯）

<保育所、幼稚園の利用時間の増を希望する世帯>

※「利用している世帯」84.0%（42世帯）のうち、「利用を増やしたい」と回答した14.3%（6世帯）の利用希望

（幼稚園利用者）7:30～18:00…1世帯、8:00～18:00…1世帯
9:00～16:00…1世帯、平日の利用回数3日→5日…1世帯
（保育所利用者）7:15～18:15…1世帯、7:15～18:30…1世帯
日曜・祝日の利用…1世帯

<保育所、幼稚園等を利用していない世帯の利用開始希望年齢>

※「利用していない世帯」16.0%（8世帯）のうち、「子どもがまだ小さい」と回答した75.0%（6世帯）の利用開始希望年齢等

1歳…1世帯、1歳2カ月…1世帯、1歳7カ月…1世帯、3歳…1世帯
現在保育所へ申請中（年齢不明）…1世帯、未記入…1世帯

<子育て支援センター、学童保育、子どもの発達支援に関するサービス利用希望>

- 子育て支援センター 利用中 14 世帯（月平均 3.6 回利用）
今後利用したい 4 世帯（月平均 3.5 回利用）
- 学童保育センター 兄・姉が利用中 6 世帯（月～土平均 5.0 回利用）
今後利用したい 17 世帯（月～土平均 5.3 回利用）
- 上川中部こども通園センター 利用中 1 世帯（月平均 1 回利用）
今後利用したい 2 世帯（月平均 2 回利用）

II 上川町で未実施の保育サービスに関するニーズ調査

- 延長保育 10 世帯（20.0%） 18:15 まで…1 世帯、19:00 まで…2 世帯、
18:00 まで・未記載…7 世帯
- 病児病後児保育 10 世帯（20.0%）
- ファミリーサポートセンター 3 世帯（6.0%）

III 新しい認定こども園に対して望むサービス、運営方針、園舎の機能等

※36 項目から優先度が高いと考えるものを 1 世帯につき 5 つ選んでもらいました。

得票数	項目
17 票	友だちづくり・仲間づくり、給食の無償提供、自然とのふれあい
16 票	外あそびの充実
15 票	道徳心・おもいやり・挨拶の励行
13 票	子どもの発達に関する支援、裸足で過ごせる園舎
12 票	十分な教育時間の確保、幼稚園から継続してほしい取り組み、 集団行動・ルールの尊重
11 票	保育時間の延長
8 票	小学校への移行準備、運動能力をのばす教育
6 票	防災機能・避難体制、送迎環境の整備、社会体験・地域学習、 保育士・幼稚園教諭のスキルアップ
5 票	感染症予防対策、子育てに関する相談体制の充実、絵本や学習教材の充実、 園舎の木質化、園庭・遊具の充実、病児・病後児保育対策、縦割り保育
4 票	サロンスペースの確保、小学生との交流、地域・高齢者・中高生との交流
3 票	学童保育センターとの連携・交流、子育て支援センターとの連携、 保護者同士の連携、町外からの移住者への対応
2 票	再生可能エネルギーの利用促進、小学校施設の利用、その他
1 票	保育士・幼稚園教諭の増、行事・イベントの充実
<その他> ・冷房設備をしっかりとしてほしい（熱中症対策を）。 ・新しいことが始まり、先生方も勉強することが多くなる。学童保育も 一緒になって、「別々」みたいな空間にならないようにしてほしい。	

<特徴的なご意見等>

- 子どもの数が少なくなってきたので、保育所・幼稚園と分散せず、できるだけたくさんの方と一緒に過ごさせてあげたい。
- それぞれの幼稚園、保育所の良い部分を取り入れてほしい。
- (保育所入所児) 年長になった際も幼稚園とは違い、午睡があるので小学校への移行が心配。徐々に移行できるような態勢があると良い。

- ・「保育」ではなく「教育」を重視したこども園に通わせてあげたい。
- ・文化教養を高める目的で、児童図書、絵本の充実、貸し出しをできるようにするなど、読書推進の環境づくりをしてほしい。
- ・遊べる遊具より登ったりできる山やトンネルなど、子どもが興味を持てる園庭が良い。
- ・遊ぶところが少ないので、休日でも庭や遊具が利用できたり、遊べる場所を併設するなど、環境づくりが必要。人が集まるような自然あふれる施設がいい。
- ・屋内で子どもが体を動かして遊べる施設を造り、小学生を含む多くの子ども達が集まる場としても活用できる施設であってほしい。
- ・先生方が働きやすく連携のとれた職場になれば、子ども達も優しい心でのびのびと育ってくれると思う。
- ・園の送迎バスの運行を希望する。
- ・社会体験や地域学習を取り入れることで、挨拶、道徳心など大事なことを学べそう。
- ・自然とふれあう遊びで、応用力や感じる力を身につけてほしい。
- ・給食の味付けや具材の大きさを年齢に合わせて安心して食べられるものにしてほしい。
- ・園庭で遊ぶ際の危機管理のため、教諭の十分な確保をお願いしたい。

② 4年生以下の小学生の保護者 回答率 66.1% (回答 41 世帯 / 対象 62 世帯)

I 学童保育の利用状況

利用している 53.7% (22 世帯) 1年生 9人、2年生 10人、3年生 3人、
4年生 3人、5年生 2人

利用していない 46.3% (19 世帯)

<ご意見等>

- ・保育所と同じ時間に利用できると、仕事柄とても助かる。
- ・日曜日・祝日も仕事があるが、学童が休みで利用できなくて困っている。
- ・学校の振替休日や長期休暇の期間も開所してほしい。
- ・学童の教室内だけでなく、体育館や外での活動もできるようにしてほしい。

II 未就学児の教育・保育サービスに対する意見等 (改善してほしいこと等)

<保育所・子育て支援センター>

- ・病児保育と休日保育があると助かる。
- ・年中無休にしてほしかった。
- ・仕事の調整が難しいため、日・祭日の希望保育があればよい。
- ・残業で18時を過ぎてしまうことが多かったので、19時までだったらよかった。
- ・延長保育…18:30まで (2人)、19:00まで (1人)、20:00まで (1人)
- ・年度末、仕事の的に休むのが難しいので、受け入れてもらいたい。
- ・子どもの送迎時の車の利用に配慮した園舎を希望。
- ・3つ (幼+保) がつながって、一緒に楽しいイベント等があれば良かったと思う。
- ・子育て支援センターの遊ぶ空間がせまい。

<幼稚園・幼稚園の一時預かり>

- ・人数が少なかったため、早くこども園になって1つになってほしいと思っていた。
- ・一時預かりができない日が多いと、仕事に制限がかかる。
- ・子どもの人数が少ないので、運動会などのイベントは保育所・幼稚園合同で行えたらよかった。

<子どもの発達・障がいに関すること>

- ・苦手なことに気付いてあげられず、苦勞している様子。親も知識がなくて、何が普通かわからない。**苦勞していると他人に言えない。**
- ・現在、町外のサービスを受けているが、**週1回でも良いので（障がいの）専門の方に来ていただき、上川町でサービスを受けたい。**
- ・3歳児健診から就学前健診まで間が空くので、5歳児健診があれば良い。

Ⅲ 新しい認定こども園に対して望むサービス、運営方針、園舎の機能等

※36項目から優先度が高いと考えるものを1世帯につき5つ選んでもらいました。

得票数	項目
15票	外あそびの充実、給食の無償提供、道徳心・おもいやり・挨拶の励行
13票	幼稚園から継続してほしい取り組み
12票	自然とのふれあい
11票	集団行動・ルールの尊重
10票	保育時間の延長、子どもの発達に関する支援
8票	友だちづくり・仲間づくり、感染症予防対策
7票	送迎環境の整備、病児・病後児保育対策
6票	十分な教育時間の確保、裸足で過ごせる園舎、運動能力をのばす教育、小学生との交流
5票	防災機能・避難体制、子育てに関する相談体制の充実、学童保育センターとの連携・交流、絵本や学習教材の充実、町外からの移住者への対応、その他
4票	小学校への移行準備、園舎の木質化、サロンスペースの確保、地域・高齢者・中高生との交流、保育士・幼稚園教諭の増
3票	社会体験・地域学習、園庭・遊具の充実、縦割り保育、小学校施設の利用、保育士・幼稚園教諭のスキルアップ
2票	再生可能エネルギーの利用促進、行事・イベントの充実
1票	保護者同士の連携、子育て支援センターとの連携
<p><その他>・冷房設備をしっかりとしてほしい（熱中症対策を）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児が主体的に遊び、学べる環境 ・動植物との関わり ・どの項目も取り入れてほしい 	

<特徴的なご意見等>

- ・定期的に園の様子が知りたい。
- ・参観日、保護者が参加できるイベントの充実
- ・心・体の教育、ひらがな、数字、英語、音楽、体育等楽しく遊びながら学べるといい。
- ・卒園した幼稚園の取り組みがすばらしかった。**「保育」ではなく「教育」を重視したこども園にしてほしい。**
- ・上川では障がいのある子どもは、家庭や保育園・学校以外で過ごせる場所がない。町外に頼るだけでなく、**障がいのある子どもも安心して過ごせる居場所が必要。**
- ・最近虫が苦手、動物が苦手という子が増えている。生き物との触れ合いは優しさや思いやりを持つことなどにつながっていくと思うので、心を育む教育をお願いしたい。
- ・町の木でつくられた施設を増やしてほしい。
- ・プール・スキー場のリフトなど新しくしてほしい。

- ・子どもは減っていくばかり。どうしたら上川から出ていかないか。インターナショナルスクールみたいに自由にできるところもあればいい。
- ・移住者として、2子以降の妊娠分娩、健診等の際、先に産まれた子のサポートがあると助かる。移住者がいかに子育てしやすく出来るのか、取り組んでほしい。
- ・スクールバスを利用させてもらいとても助かっている。幼稚園の送り迎えもできればバスでの送迎があれば良い。
- ・自分が会社に勤めていた時は、病児・病後児保育があればと思ったが、保育体制が整うことで、子どもが病気になった時、休みづらくなってしまうことが心配。

(2) 検討委員の意見等

【第1回会議／R2.2.13】

<こどもの保護者>

- ・それぞれの園の「良さ」を残してほしい。
- ・小学生や中学生も立ち入れるようにしてほしい。
- ・こども園づくりの「テーマ・コンセプト」を考え、何が必要かみんなで考えよう。
- ・上川町で育ったことを「誇り」に感じられるこども園を作してほしい。
- ・子どもが行きたいこども園にしよう。
- ・子どももゆくゆくは小学生になるので、小学校の空き教室を利用して併設できないか。
- ・保育士や先生だけでなく、地域の方々にも子育てに参加してもらいたい。
- ・発達障がい等ある子どもの特性をわかってもらえる先生・保育士さんにしてほしい。

<幼稚園の園長・教諭>

- ・上川のすべての子どもが学び、遊べる場所にしなければならない。
- ・保育者が輝ける職場であってほしい。
- ・期間が限られているので、プロセスを明示してほしい。
- ・合併後の幼稚園教諭はどうなるのか。幼稚園と保育所の合併であるなら、幼と保でしっかりと話し合い、対等な職員体制にすべき。
- ・子どもたちにとって楽しく過ごしやすい園がいい。
- ・3園のカラーを大事にして、残して欲しい。
- ・子育てしやすい環境、ここで育ててほしい、育てたいと思える場所に。

<子ども・子育て支援関係者>

- ・人と人がどうやってつながっていききたいか、共助する町にしよう。

【第2回会議／R2.9.3】

<こどもの保護者>

- ・ **テーマ・コンセプト案「咲顔（えがお）を創る」**
- ・ 以前通園していたところが縦割り保育をしていた。年上や年下と接する保育によりコミュニケーションの取り方を学んでいた気がする。
- ・ イベント時に道に車を止めている幼稚園も見られるので、**駐車場を作ってほしい。**
- ・ **困り感を持つ子どもの保護者も気軽に相談できたり、愚痴を言い合えるような環境があるといい。**
- ・ **新しい住人を受け入れている上川町なので、どんな児童も受け入れられる保育園がいい。**
- ・ 候補地（総合体育館横）について、継続的に利用するにあたり、熊が出て長い期間、グラウンドで遊べなくなるのは支障がある。少し歩けば自然は近くにある。

<幼稚園の園長・教諭>

- ・ **コンセプトは「統合」**であると思う。
- ・ 職員研修について。各施設の子どもの交流できる機会を。
- ・ **上川ならではの自然・人を活かし、つながっていける保育内容を目指す。**
- ・ のぞみ幼稚園の取り組み
天気の良い日の外遊び、未就園児教室（毎月）、鼓笛演奏等（年少→楽器あそび、年中→ピアノカ、年長→鼓笛）、体育教室（毎月2回）大雪荘訪問等（お年寄りとの交流）

<子ども・子育て支援関係者>

- ・ 特別支援の充実した施設建設に向けて、専門医の意見もあるとよい。
- ・ **町内には放課後子どもを預ける場所が学童しかないので、他にもそういう場所ができるといいが、学童に登録をする子は少なくなると思う。**
- ・ 保育園、幼稚園2つに子ども達が交流通園する機会をもち、それを重ねて大人が勉強できるようにしてほしい。ないものを生むより、今ある姿を。

<学識経験者>

- ・ 設置場所が小学校グラウンド敷地となると、狭くなることからいろいろと我慢させなければならなくなる。そういう状況は避けたい。
- ・ **施設の中に実際‘どんなもの’を入れるのか？たくさんの機能のある施設の職員はどのように配置すべきか？**悩みどころではないかと思う。

<保育所>

- ・ 皆さんが同じゴールに向かって進んでいくと良いと願っている。
- ・ みんなが楽しく通える園、働きやすい職場になるといい。
- ・ 総合グラウンドの一部の土地は、駐車場、水場、大型遊具をそのまま利用できる。工事の際、小学校の近くだとトラック等大型車が行き来して危険。

【第3回会議／R3.2.26】

<こどもの保護者>

- ・メインテーマ案の「つなぐ」という言葉がすばらしい。
- ・子育て経験のある小学生の保護者の意見も聞きたい。

<幼稚園の園長・教諭>

- ・深くつながっているように見えて意外とつながっていないという事実が結構沢山ある。
重層的に拾えないものを拾っていけるようなそんな「つなぎ」ができればいい。
- ・コロナ禍で、つながることがとても難しいと感じた1年だった。世界中の大きなテーマが「つなぐ」ではないかとも思う。サブテーマに関しては、上川町の魅力がふんだんに取り込まれているべき。
- ・サブテーマ案4の「防災・防疫」について、コロナ以前は「防災」や「震災教育」という言い方が多かったが、「防疫」という言葉に新しい時代の変化を感じる。

<学識経験者>

- ・「つなぐ」という言葉がすごくいい。幼稚園と保育所をつなぎ、小学校とこども園をつなぐということで、これだけ近くなることでプラスになる面が多くなると思う。

<子ども・子育て支援関係者>

- ・新しく物を作るためにみんなでどうするかを話し合うことにわくわくしている。
- ・保護者同士でのコミュニケーションも難しくなっている中で、それをもう一度つなごうと力を入れたら、とてもいいものができるのではないかと思いき。

<保育所>

- ・町民に親しまれるネーミングをする時に、「つなぐ」という言葉を施設の名前自体に使うことも可能なのかなと思った。
- ・困り感のある子どものケアについて、深く理解している方とそうではない方様々。テーマとしてうたってもらえるいろいろな方の認識も広がると思う。
- ・何年か前に停電した時、大慌てをしてやはり設備がないと困るなと思った。事前に準備してある施設だと、安心して働けて子ども達も安心して過ごせる。

第3章 めざすべき方向性

1. 町内における幼保一元化の実現

人口減少に伴う出生数の減少や、共働き家庭の増加、働き方の変革に伴い、未就学児を取り巻く教育・保育環境も変化し、保護者のニーズが多様化しています。

町内2つの私立幼稚園では、様々な子育てニーズに対応するため、「一時預かり事業」を実施しています。在籍園児が通常保育時間終了後に利用できる「幼稚園型」では、両親の就労等を理由として、1日平均10.7人が利用し、日中を通して3歳未満の非在籍園児が利用できる「一般型」でも、その後の入園を見越して1日平均5.8人が利用するなど、ニーズの高さがうかがえます。（直近2か年の平均値）

一方で、保育所を利用する児童の保護者からも、小学校教育への準備や連携を求める声が大きくなり（保護者アンケートより）、「教育」に関する施策の充実が強く求められています。

また、幼稚園・保育所を利用しているそれぞれの保護者から、集団の中での「あそび」や「学習」、「仲間づくり」、「社会性・協調性」を育むことができる環境の整備が望まれています。

このような要望に応えるため、両親の就労にかかわらず教育・保育サービスを一体的に提供できる「認定こども園」を設置し、町内における「幼保一元化」の実現をめざします。

幼稚園の一時預かり事業の利用状況（直近2か年実績）

区分／年度	令和元年度		令和2年度		直近2か年平均	
	年間利用者数	一日平均	年間利用者数	一日平均	年間利用者数	一日平均
幼稚園型	延2,248人	9.5人	延2,650人	11.8人	延2,449人	10.7人
一般型	延1,614人	7.1人	延898人	4.4人	延1,256人	5.8人
合計	延3,862人	16.6人	延3,548人	16.2人	延3,705人	16.4人

※人数は「のぞみ幼稚園」及び「上川幼稚園」の利用者数の合計

※「一日平均」は土曜日・長期休業日等を除く平日の一日平均利用者数

2. 町立認定こども園の設置

現在の町立保育所及び2私立幼稚園を認定こども園へ移行する場合、いずれの施設も狭隘であることに加え、40年以上経過するなど老朽化しているため建て替えが必要となりますが、現有敷地内の空きスペースでは必要な施設規模を確保するための面積が不足するため、新たな敷地を選定した上で建物を新築する必要があります。

そのため、建設に要する財源を確保し、人口減少が進む中でも将来にわたって運営を続けられる長期的な展望をもつ必要があることから、「公設公営」の運営形態が望ましいと考え、町立保育所を町立認定こども園へ移行する案をベースに検討を進めてきました。

また、町が保育所施設外（保健福祉センター）で運営する「子育て支援センター」については、認定こども園に併設し、乳児期から小学校入学前まで一貫した教育・保育サービスを提供できる体制を整えます。

3. 町立認定こども園の開設日（予定）

令和7年4月1日

4. 町立認定こども園の類型

新しい町立認定こども園は、町内すべての保護者と地域が求める教育・保育ニーズに応える必要があるため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）に基づき運営する「**幼保連携型**」認定こども園として開設し、必要な施設整備と適正な職員体制を確保します。

5. 町立認定こども園開設に向けたコンセプト

検討委員会は、認定こども園の開設に向けて、次のテーマ・コンセプトを決定しました。

●メインテーマ（理念・目的）「**つなぐ**」

- ・幼稚園と保育所が積み上げてきた成果や想いを認定こども園へ「つなぐ」（**継承・継続**）
- ・町内の子ども同士、家族同士、先生同士を「つなぐ」（**統合**）
- ・認定こども園、子育て支援センター、小学校、学童保育が持つ機能を「つなぐ」（**共同・連携**）
- ・学校、地域、世代間を「つなぐ」（**結ぶ**）

●サブテーマ（コンセプト）

I 「**コミュニケーションの深化**」

- ・多人数の中で「笑顔（えがお）をつくる」コミュニケーション能力や柔軟性の向上
- ・子どもと大人の「ふれあい」や「学び」により、社会性・協調性を身に付ける

II 「**生きる術を身に付ける**」

- ・外遊びや体験を重ねることから身の回りの「安全」と「危険」を知り、生きていくために必要な知識や方法について学ぶ
- ・身近な自然環境にふれ、命の尊さや環境保全について学ぶ

III 「**困り感のある子どものケア**」

- ・発達の遅れ・障がい等への専門的なケアや相談体制の充実
- ・保護者同士が、相談や情報交換できる居場所づくり

IV 「**防災・防疫**」

- ・災害発生時の児童の安全確保、緊急避難対応
- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症拡大への備え

V 「**地域で育む**」

- ・多様な子育て世帯の受け入れ体制整備
- ・上川町の移住施策や子ども子育て支援施策との連携

●めざす目標・姿

「**子どもたちみんなが大好きになるこども園**」

「**卒園生が将来も誇りに思えるこども園**」

「**オンリーワンのこども園**」

第4章 認定こども園の運営方針

1. 所管部署

未就学児の教育・保育環境を充実させるため、「認定こども園の運営」に関する所掌事務を中央保育所が担い、「園舎の建設・設置」に関する所掌事務を保健福祉課が担うものとします。

また、学校施設の利用や学校給食の提供に関する検討を行うため、教育委員会との連携を図ります。

2. 未就学人口の推計

未就学人口の推計は、令和3年3月末現在の年齢別人口を基本に、令和3年以降の出生数について、年度ごとに年度末現在の未就学人口の**年齢別平均値（7年平均）から人口の減少傾向を加味した人数（△1人）を減算し**、推計しました。

3月末年齢	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳	12人	14人	13人	13人	13人
1歳	18人	12人	14人	13人	13人
2歳	13人	18人	12人	14人	13人
3歳	15人	13人	18人	12人	14人
4歳	13人	15人	13人	18人	12人
5歳	14人	13人	15人	13人	18人
6歳	19人	14人	13人	15人	13人
計	104人	99人	98人	98人	96人

3. 教育・保育施設の利用見込

認定こども園開設までの保育所及び幼稚園（施設型給付・一時預かり一般型）の利用見込については、上記の「未就学人口の推計」をベースに、令和3年3月末の利用実績を参考に、令和4年以降の各年3月末現在の**年齢区分別の利用割合を、0歳児20%、1歳児70%（うち一時預かり25%）、2歳児80%（うち一時預かり50%）・3歳児90%、4歳児以上100%**と見込み推計しました。

3月末年齢	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳	2人	3人	3人	3人	3人
1歳	13人(3人)	8人(2人)	10人(2人)	9人(2人)	9人(2人)
2歳	12人(6人)	14人(7人)	10人(5人)	11人(5人)	10人(5人)
3歳	12人	12人	16人	11人	13人
4歳	13人	15人	13人	18人	12人
5歳	14人	13人	15人	13人	18人
6歳	19人	14人	13人	15人	13人
計	85人(9人)	79人(9人)	80人(7人)	80人(7人)	78人(7人)

※1歳・2歳・合計欄の（ ）内数値は、左記人数中の「一時預かり一般型」を利用する児童の数

4. 利用定員

町立認定こども園を開設する令和7年4月時点における人口推計及び教育・保育施設の利用見込に基づき、施設の利用定員は次のとおりとします。

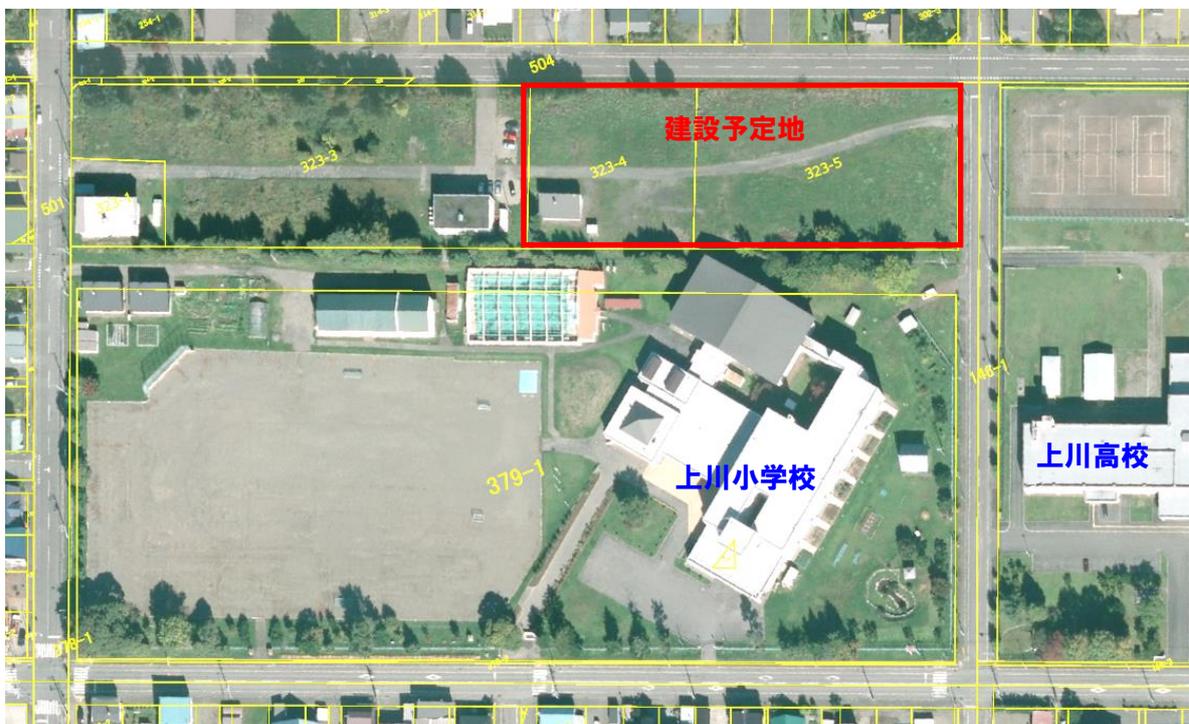
区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人

5. 建設予定地の選定

建設予定地は、市街地における3,000㎡以上の広さを確保できる土地を条件とし、検討委員会において次の3つの候補地から選定し、小学校との連携（学校施設の利用、学童保育との連携）を重視する観点から「小学校裏民有地（6,334㎡）」が最適な候補地と判定しました。

今後、令和4年の用地取得に向けて土地の所有者との協議を進めます。

候 補 地	判定結果	判定内容
①小学校裏民有地 (スカイガーデン)	◎	小学校との連携に利点あり、学校施設の利用可
②小学校グラウンド敷地 (グラウンド西側)	○	小学校との連携に利点あり、学校施設の利用可、 小学校の授業・行事等へ影響あり
③上川公園内町有地 (総合体育館横・テニスコート跡地)	△	自然環境が近い、市街地から遠く登園が不便、 裏手が急傾斜地で土砂災害の危険あり、 害虫(加山等)・害獣(熊・鹿)対策が必要



小学校裏民有地：上川町新町 323 番地4及び 323 番地 5（6,334㎡）

6. 入園対象児童

生後6か月の乳幼児から入園対象としますが、保護者の就労状況等により次の認定区分に応じて受け入れます。

- 1) **1号認定**（標準教育時間認定のこども＝幼稚園児）
町内在住の**満3歳以上**の未就学児（**保育の必要性なし**）
- 2) **2号認定**（保育認定のこども＝保育所児）
町内在住の**満3歳以上**の未就学児（**保育の必要性あり**）
- 3) **3号認定**（保育認定のこども＝保育所児）
町内在住の**満3歳未満**の未就学児（**保育の必要性あり**）**生後6か月～**

○広域入所

町外に住民登録のある児童の保護者の就労先が上川町内の場合や、上川町出身の方が実家で里帰り出産を行う等の理由がある場合に受け入れます。

7. 開園日・開園時間

平日・土曜日 午前7時45分から午後6時45分まで（11時間）

※11時間開設を基本としますが、利用状況等により開設時間を短縮する弾力的な運用を可能とします。

○休園日…日曜日、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月5日）

○1号認定の子どもには、次の長期休業期間を設けます。

【春季】3月15日から4月10日までの期間のうち2週間程度

【夏季】7月20日から8月20日までの期間のうち25日程度

【春季】12月20日から1月20日までの期間のうち25日程度

8. 通園方法

従前の幼稚園・保育所同様、**保護者による送迎**としますが、**敷地内に駐車場を整備**し、安全に通園できる環境を整備します。

なお、層雲峡地区にお住いの児童に対する送迎対応は、今後も継続します。

9. 保育時間等

- 1) **1号認定**（始業・終業時間）
平日 **午前9時から午後2時まで**（登園 午前7時45分～、降園 午後2時～）
- 2) **2号・3号認定**（保育時間）
平日・土曜日 **午前7時45分から午後6時45分まで**

10. 一時預かり保育

保育の必要がない1号認定のこどもと、3歳未満の非在園児を対象として、一時預かり保育を実施します。

1) 幼稚園型（3歳以上）

1号認定のこどもについて、終業時間を超えて（平日の午後2時以降、土曜日の午前9時から）午後5時00分まで、保育を希望する場合において利用できます。

※就労等により恒常的に利用する場合は、2号認定へ変更となります。

2) 一般型（3歳未満）

3号認定を除く1歳6か月から3歳未満の非在園児が利用を希望し、利用定員に空きがある場合に限り利用できます。

午前9時から午後5時00分まで。

（登園 午前7時45分～、降園 給食後に午睡しない場合は12時30分まで）

11. 子育て支援センター事業

現在、保健福祉センター内に開設している子育て支援センターを認定こども園に移設するため、園内に「子育てサロンスペース」を設けて、子どもの出生からこども園入園までの子育てに関する相談、支援の充実に努め、子育て家庭の育児不安解消と孤立化を防止します。

毎週火曜日、金曜日の午前中開催。

また、サロンスペースは地域に開放し（自由来園）、保護者同士の情報交換や子育てに関する学びの場を提供するほか、小中学生や地域住民との交流を促進します。

12. 給食の提供

すべての入園児に給食を提供し、食育の充実に努めます。

給食の提供体制については、園内調理を基本としますが、3歳以上の入園児については、町立給食センターからの提供を検討するなど、地域の機能を活用することや、「食」に関する大切さ・楽しさを学ぶための体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの成長に応じたきめ細かな配慮に努め、アレルギーや発達の遅れ、障がいのある子どもにも適切に対応します。

なお、運動会等の行事や遠足等の園外活動等、お弁当の持参が必要な場合（年数回）は、各家庭においてご用意願います。

13. 保護者負担

入園児及び一時預かり保育に係る利用者負担、給食費負担は無料とします。

ただし、「保護者会」等の活動に要する費用及び園児の被服費は、保護者負担とします。

第5章 運営に関する基本的事項

1. 基本指針

本構想により整備する町立認定こども園は、町内唯一の未就学児を対象とする教育・保育施設となるため、幅広い教育・保育ニーズに対応し、町内に住むすべての子育て家庭を支援する使命を有しています。そのため、**上川町子ども・子育て支援事業計画が掲げる「地域みんなで子育て支援」の基本理念**に基づき、町立認定こども園が、保育所・幼稚園の機能に加え、子育て支援事業等のサービスを一体的に提供・実施するために、次の基本指針を定めるものとします。

なお、本指針に基づく認定こども園の教育課程については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で示す教育目標が実現できる課程の編成に努めます。

(1) 教育・保育理念

まちの地域資源や学校、人、歴史など様々な要素をつなぎ合わせ、上川町らしい特色のある教育・保育のあり方を追求し、**豊かな自然環境の中で「生きる力」を身に付け、おおらかな人間性と心の豊かさ、逞しさを併せ持つ子どもたちを地域全体で育てます。**

(2) 教育・保育方針

- ①身近な友だちや地域との関わりの中で、コミュニケーション能力や思考の柔軟性向上を図り、豊かな社会性と人間性を育みます。
- ②他を思いやる気持ちや道徳心を育み、規範意識を高めます。
- ③様々な体験を通じて、感受性や創造力を伸ばします。
- ④年齢に応じて必要な知識や興味・知りたいことについて学ぶ姿勢を身に付けます。
- ⑤自然環境の中での活動やあそびを通じて、身の回りにおける危険性と安全性、生命の尊さについて学ぶ機会を大切にします。
- ⑥異年齢交流や世代間交流を通じて、多様な価値観の醸成と共有に努めます。

(3) 教育・保育目標

- ①しっかりあいさつができて、素直に気持ちを表すことができる子どもの育成
- ②友だちや家族を大切にする、思いやりのある優しい子どもの育成
- ③自ら考え行動し、自己を発揮できる子どもの育成
- ④物事への興味や関心を持ち、学習意欲や探求心をもてる子どもの育成
- ⑤自然を愛し、生命と環境を守ることができる子どもの育成
- ⑥地域への愛着やふるさとを大切にする子どもの育成

(4) めざす認定こども園

- ①子どもたちの笑顔があふれ、在園児から卒園児に至るまで永く愛されるこども園
- ②保護者や地域の拠り所とされ、信頼されるこども園
- ③幼児期から小学校入学につなぐまで、必要な教育・保育サービスを提供できるこども園
- ④子育てに関するあらゆる相談に応じ、町内すべての子育て家庭を支援できるこども園
- ⑤子育て支援センターや小学校、学童保育、障がい児支援機関等と連携し、子どもの健全な成長と発達を支援できる機能を持ったこども園

2. 1日の活動計画（スケジュール）

時刻	1号認定の子ども 【幼稚園3・4・5歳児】 一時預かり保育 【幼稚園型3・4・5歳児】	2号認定の子ども 【保育所3・4・5歳児】	3号認定の子ども 【保育所0・1・2歳児】 一時預かり保育 【一般型1・2歳児】	
7:45	登園 (あそび)	登園 保育活動 (あそび)	登園 保育活動 (あそび)	
8:00				
9:00	教育課程に基づく活動 <4時間以上>		おやつ	
10:00				
11:00				
12:00				給食(片付け・歯磨き)
12:30				1日の振り返り
13:30	(あそび)	保育活動 (あそび)	午睡	
14:00	降園			午睡
14:30	(あそび)	保育活動 (あそび)	午睡	
15:00	おやつ 一時預かり 保育 (幼稚園型) 降園			おやつ
16:00		保育活動 (あそび) 降園		
17:00				
18:45				

※

幼稚園教育

保育活動

一時預かり保育

3. 幼保連携型認定こども園の開設をめざして

公立の認定こども園の運営費は、地方税収入や利用者負担等の自主財源により賄われますが、全国のほとんどの地方自治体では、自主財源だけでは足りず、国から交付される「地方交付税」により財源不足を補っています（町立中央保育所も例外ではありません）。

認定こども園の設置に関する北海道の認定要件において、「幼保連携型」と「幼保連携型以外の類型」の認可基準の大きな違いは、園に配置する職員の資格要件であり、「幼保連携型」にはより厳格な基準が定められています。

「地方交付税」は、資格要件の厳しい「幼保連携型」に対して交付額が多く配分される仕組みとなっていますので、「幼保連携型」の実現により、しっかり財源を確保することで、十分な職員体制の確保や保育教材等の豊富化が図られ、教育・保育サービスの質的な向上が期待されます。

このことから、町立認定こども園は、一層充実した教育・保育サービスを提供し、将来にわたって安定的な運営を続けるために、「幼保連携型」としての開設をめざします。

○「幼保連携型」の認定に必要な要件

- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある専任の「園長」または「副園長」の配置
- ・ 教育及び保育にあたる職員全員が、幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する「保育教諭」であること

4. 職員体制

北海道認定要件（幼保連携型認定こども園の認定要件）に基づき、利用定員に対する配置基準を上回ることを前提として、町独自に次のとおり職員を配置します。

園長 1 人、副園長（保育教諭） 1 人、保育教諭 13 人、子育て支援センター保育士 2 人、事務・施設管理職員 2 人、栄養士 1 人

※以上のほか、必要に応じて保育士、調理員、清掃員を配置します。

○保育教諭の配置内訳 ※副園長を除く

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人
北海道の	9人	27人		18人	36人		90人
配置基準	3人 (3:1)	5人 (6:1)		1人 (20:1)	2人 (30:1)		11人
町独自	3人	3人	3人	2人	1人	1人	13人

【参考】北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例

第13条（職員の配置の基準）抜粋

- ・ 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上
- ・ 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上
- ・ 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上
- ・ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(1) 幼稚園教諭免許の更新

幼稚園教諭免許は、平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された「新免許所持者」とそれ以前の「旧免許所持者」に区分され、新免許状には10年の有効期間が付されており、**新免許所持者は、有効期間満了日の2年2か月前から2か月前までの2年間に、合計30時間以上の更新講習を受講する必要があります。**

また、旧免許状には有効期間が定められておらず、旧免許所持者は、保育所等に保育士として勤務している期間は、更新講習を受講せずに修了確認期限を経過しても、免許状は失効することはありませんが、**旧免許所持者が、認定こども園の保育教諭として勤務するためには、講習を受講・修了し、免許管理者（北海道教育委員会）へ修了確認申請を行う必要があります。**

そのため、令和7年4月の町立認定こども園開設までに、保育所に勤務する保育士のうち、旧免許所持者の計画的な講習の受講と、新免許保持者の有効期間満了に合せた免許更新講習の受講を進めなければなりません。

(2) 幼稚園教諭免許の取得

保育所に勤務する保育士のうち、**幼稚園教諭免許の未取得者については、保育士として3年かつ4,320時間以上の実務経験を有することで、幼保特例制度（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例／経過措置…令和7年3月まで）が適用され、5科目8単位を修了することで幼稚園教諭免許を取得することができます。**

○町内の保育士及び幼稚園教諭の幼稚園教諭免許状の取得状況

区 分	中央保育所	のぞみ幼稚園	上川幼稚園
取得済み	9人（5人）	5人	4人
未 取 得	6人（2人）	0人	0人
計	15人（7人）	5人	4人

※中央保育所欄（ ）内の人数は、正規職員の数。

(3) 保育教諭の育成・確保

町立認定こども園を「幼保連携型」として設置する場合、教育・保育にあたる職員は、全員が幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する「保育教諭」である必要がありますので、必要な職員数の確保のため、**北海道が実施する保育士等資格取得支援事業（補助事業）を活用し、保育教諭の育成に努めます。**

なお、幼稚園教諭免許の更新・取得に向けた講習の受講方法については、インターネット環境等を利用した通信教育課程の活用を検討します。

また、**町立認定こども園の開設に伴う私立幼稚園の閉園を見据えて、町内に住む幼稚園教諭の職員採用を検討します。**

5. 認定こども園運営協議会の設置

認定こども園の設置者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項に基づき、園の運営状況を都道府県知事に報告する義務があります。

町立認定こども園の運営状況の報告にあたっては、園の開設に併せて「上川町認定こども園運営協議会」を設置し、その中で、毎年、運営状況の確認と検証を行い、教育・保育に関する一層のサービス向上と改善に努めます。

6. 保護者会の設置

町立認定こども園の運営にあたり、設置者である町と入園児等の保護者は、運営状況に関する情報交換や意見反映を行う機会を設け、連携・協力する体制づくりを行うため、保護者会を設置します。

7. 継続課題

(1) 延長保育

現在の町立保育所の保育時間は「午後6時まで」としてありますが、町立認定こども園へ移行した後は「午後6時45分まで」延長し、当面この時間で開設しますので、それ以降の延長保育については、保護者のニーズに応じて実施を検討します。

なお、実施する場合の利用は、事前申請によるものとし、保護者の勤務時間や通勤時間等の合理的な理由があることが認められる場合に限ることとします。

(2) 病児・病後児保育

一定程度の保育ニーズがありますが、園内に病児・病後児専用の隔離スペースを確保することや、常時、専任の看護師等の配置が必要であり、体制の確保が困難なため、今後の継続課題とします。

(3) 送迎バス

アンケート調査の中で、送迎バスの要望もありましたが、園児ごとに登園・降園する時間帯の違いがあるため、当面、従前どおりの保護者による送迎とします。

また、市街地以外の周辺地域にお住いの児童については、小中学生が利用するスクールバスの利用可否について、ケースごとに検討します。

＜参考資料＞

1. 認定こども園建設検討委員会

○設置要綱（令和元年12月2日上川町要綱第37条）

（設置）

第1条 老朽化が著しい中央保育所の建て替え及び幼稚園の統合を視野に入れた保育所のあり方について検討するため、認定こども園建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1） 保育所と幼稚園の統合を視野に入れた建て替え予定地、施設の内容、その他の統合建て替えに必要な事項に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、20名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1） 子どもの保護者

（2） 保育所・幼稚園の保護者会の会長若しくは副会長

（3） 幼稚園の園長及び教諭

（4） 子ども・子育て支援関係者

（5） 子ども・子育て支援に関して学識経験のある者

（6） 社会福祉について識見を有する者

（7） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する任務が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

（個人情報保護）

第7条 委員会の委員は、個人情報の保護に十分に留意し、職務上知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課及び中央保育所において処理する。

（専門部会）

第9条 委員会は、認定こども園の建設並びに運営に関する協議事項を専門的に検討するため、次の専門部会を置くことができる。

（1） 建設専門部会

（2） 運営専門部会

2 前項に規定する専門部会は、各号の部会ごとに、町が推薦する町職員の中から委員長が指名する10名以内の者で構成する。

（謝礼金）

第10条 委員会の謝礼は、上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年上川町条例第2号）別表第1その他委員等の規定の60%以内の額とする。

(費用弁償)

第11条 委員が会議に出席し、その他の公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、町内については、交通費及び車賃とする。

2 前項に規定する旅費は、上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2その他委員等の規定を適用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○委員名簿 (任期：令和元年12月25日～ ※任務終了まで)

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名	摘 要	
保育所・幼稚園の保護者	のぞみ幼稚園父母の会 副会長	木 島 美 貴	R1.12～R2.8	
		五木田 夕 子	R2.9～R3.6	
		端 場 絵梨香	R3.7～	
	上川幼稚園父母の会 会長	池 田 義 則		
	中央保育所父母の会	副会長	長谷川 花 衣	R1.12～R2.8
		会長	絹 張 育 美	R2.9～R3.6
		明 石 愛	R3.7～	
子どもの保護者	子育て支援センター子どもの保護者	清 野 友紀子		
	子育て支援センター子どもの保護者	溝 口 有 美		
	はぐくみの会 会長	角 田 理砂子		
幼稚園の園長・教諭	のぞみ幼稚園 園長	安 藤 智 昭	副委員長	
	のぞみ幼稚園 主任教諭	八 卷 美 早		
	上川幼稚園 園長	伊 藤 聖 健	委員長	
	上川幼稚園 教諭	澤 崎 芳 枝		
子ども・子育て支援関係者	上川町教育委員	菊 地 由紀子		
	上川小学校 特別支援コーディネーター	竹 内 健		
	学童保育センター 指導員	石 川 喜和子		
	のびのびクラブ 主事	岩 城 泉	R1.12～R3.6	
社会福祉識見者	上川町社会福祉協議会 事務局長	館 山 孝 佳	R1.12～R2.8	
		平 野 宗 徳	R2.9～	
学識経験者	上川小学校校長/小中学校校長会副会長	伊 端 俊 紀		

○専門部会名簿 (任期：令和3年5月6日～ ※任務終了まで)

◎=部会長

建設専門部会			運営専門部会		
中央保育所	保育係長	小知井佐弥子	中央保育所	保育係長	小知井佐弥子
〃	保育士	阿 部 真 希	〃	保育士	日 谷 美 季
〃	保育士	渡 部 由 佳	〃	保育士	沼 田 真 里
〃	保育士	林 健 太	〃	保育士	山 端 さ ゆ り
〃	管理栄養士	竹 内 瑞 紀	教育委員会	給食係長	伊 丸 岡 清 孝
建設水道課	建築係長	蜂 谷 敏 幸	〃	学校管理係長 ◎	今 井 美 起
〃	技師補	田 中 未 夢	保健福祉課	課長補佐	金 野 哲 也
企画総務課	財政係長 ◎	道 場 一 欽	〃	福祉係長	井 上 隆 博
保健福祉課	課長補佐	金 野 哲 也	〃	福祉係主事補	佐 藤 彩 華
〃	福祉係長	井 上 隆 博			

2. 取り組みの経過（令和元年度以降）

- R1. 6.27 子ども・子育て情報交換会（2幼稚園及び保育所、保健福祉課による四者懇談）
町立保育所の建替検討委員会設置に関する協議
- 12.2 認定こども園建設検討委員会設置要綱の策定、施行
- R2. 2.13 第1回 認定こども園建設検討委員会
「上川町新保育所整備計画（案）」の承認
- 6.24 認定こども園建設検討委員会事務局会議（保健福祉課・中央保育所）
- 7.27 事務局先進地視察（びえい青葉幼稚園）
- 8.25 事務局先進地視察（旭川市 大谷さくら幼稚園、神楽児童センター）
- 9.3 第2回 認定こども園建設検討委員会
建設用地の選定、テーマ・コンセプトの検討
- 11.11 町理事者と私立幼稚園長との懇談会
町立認定こども園整備方針の確認
- R3. 2.18 町議会 産業福祉常任委員会への「認定こども園整備事業」の内容説明
- 2.22 認定こども園建設検討委員会事務局会議（保健福祉課・中央保育所）
- 2.26 第3回 認定こども園建設検討委員会
建設及び運営に係る専門部会の設置、テーマ・コンセプトの決定
- 4 認定こども園設置に関するアンケート調査の実施
- 5 認定こども園建設検討委員会設置要綱の改正（専門部会設置）
- 5.11 認定こども園建設検討委員会事務局会議（保健福祉課・中央保育所）
- 5.18 子ども・子育て情報交換会（2幼稚園及び保育所、保健福祉課による四者懇談）
「上川町認定こども園整備基本構想（素案）」の提示
- 6.1 第1回 認定こども園建設検討委員会「建設専門部会」 基本構想（案）の検討
- 6.3 第1回 認定こども園建設検討委員会「運営専門部会」 //
- 6.14 第2回 認定こども園建設検討委員会「運営専門部会」 //
- 6.15 第2回 認定こども園建設検討委員会「建設専門部会」 //
- 6.16 認定こども園建設工事現況測量業務の発注（6/17～9/14）
- 6.22 第1回 上川町認定こども園建設工事基本設計コンサルタント選定委員会
- 7.8 第4回 認定こども園建設検討委員会
「上川町認定こども園整備基本構想（案）」の承認